

## 議案第7号

### 日進市公共施設整備基金条例の一部改正について

日進市公共施設整備基金条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月23日提出

日進市長 萩野幸三

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、公共施設整備基金について、公共施設の整備及び維持保全のための財源として活用することを明確にするため、日進市公共施設整備基金条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

- (1) 設置の目的として、公共施設の維持保全を追加する。
- (2) 公共施設の整備及びその適切な維持保全の財源に充てる場合に限り、基金を処分することができることを明文化する。

日進市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条 例 第 号

日進市公共施設整備基金条例(平成元年日進町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>公共施設の整備及び維持保全のため、日進市公共施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>基金は、公共施設の整備及びその適切な維持保全の財源に充てる場合に限り、処分することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>公共施設整備のため、日進市公共施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。